




宮監公表第 29 号
令和 3 年 8 月 4 日

宮崎市監査委員	河野まつ子	
宮崎市監査委員	荒木敏太	
宮崎市監査委員	森	
宮崎市監査委員	黒木恒一郎	

平成 30 年度包括外部監査の措置状況の公表について

平成 30 年度包括外部監査の結果報告に対して講じた措置等の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき公表します。

記

- 1 包括外部監査テーマ
債権管理に関する事務の執行について
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



様式 1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

税 務 部

指 摘	措 置 内 容
<p>市民税課</p> <p>【個人市民税】</p> <p>(指摘1) (p57)</p> <p>1件当たりの課税額が、市民税3,500円、県民税2,000円と大きくはないが、地方税法第294条第1項第2号で、家屋敷課税制度について定めており、宮崎市のホームページ等でも課税の必要性を記載しているから、自己申告に頼るのみではなく、資産税課との連携や税務申告書類等の活用、あるいは不審な点がある場合にはお尋ね文書を送付するなど、課税漏れを減らす積極的な調査方法を検討すべきである。</p> <p>【法人市民税】</p> <p>(指摘2) (p61)</p> <p>地方税法第298条において、市税に関する質問検査権が規定されている。従業員数が50人に近い法人については、従業員名簿や賃金台帳などの裏付け資料を一定の基準を設けて調査・確認することを検討すべきである。均等割の人数計算について、アルバイト等の取り扱いは誤りが発生しやすいことから、適正な申告を徹底させるために計算方法の周知を図るべきである。</p>	<p>家屋敷課税の認知度を高めるため、市ホームページの内容をよりわかりやすいものに見直した。また、改めて、家屋敷課税を含む個人市民税の課税漏れを減らすための調査方法を検討し、調査に要する人員や期間などを鑑み、所得が見込まれる未申告の市民を対象とした調査、扶養に関する状況調査を優先しながら取り組むこととした。</p> <p>法人市民税の課税調査に関しては、国税や県税の申告書との整合性の確認に加え、調査に要する人員や期間などを鑑み、未申告の法人を対象とした調査を優先しながら取り組むこととした。また、均等割の人数計算において、特に、アルバイト等の扱いは誤りが発生しやすいことから、適正な申告を徹底するため、市ホームページにおいて、アルバイト等の取り扱いに関する詳細な計算方法を周知した。</p>
<p>資産税課</p> <p>【固定資産税】</p> <p>(指摘3) (p67)</p> <p>虚偽の申告を行うものや申告を拒否する事業者については、課税の公正性を維持するため、事業者に対して地方税法第353条</p>	<p>償却資産に係る固定資産税課税のための現地立ち入り調査については、その実効性を考慮して、新規法人の家屋調査に同行</p>

に基づく現地立ち入り調査を実施し、地方税法第 298 条に基づく質問検査権を積極的に行使すべきである。

また、正当な理由がなく申告がないものについては地方税法第 386 条（10 万円以下過料）の規定及び同法第 368 条の罰則（不足額延滞金の徴収）の適用を検討すべきである。

（指摘 4） （p 6 8）

相続が発生し、登記が行われず現に所有している者も存在しないような物件で、納税義務者の特定が難しい案件については、相続人不明で滞納処分の執行停止が行われている。詳細な相続人調査は費用と時間を要するものであるが、ある一定の基準を設けてそれ以上の税収が見込める案件については相続人等の調査を行い相続人の指定を行うべきである。「所有者不明土地」の増加は、地方を中心に全国的に問題となっているが、その対策として平成 30 年 11 月 15 日、法務省及び国土交通省が所管する「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、法務省関連の制度が施行された。同特別措置法では、法務省関連の制度として登記官が、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の法定相続人等を探索した上で、職権で、長期間相続登記未了である旨等を登記に付記し、法定相続人等に登記手続を直接促すなどの不動産登記法の特例が設けられている。また、地方公共団体の長等に財産管理人の選任申立権を付与する民法の特例も設けられたため、今後は、法務局とも連携し、相続発生による所有者不明土地の解消に努めるべきである。

するなど申告を促している。更には税務署調査における減価償却一覧を活用するとともに、簡易調査を行うことで課税漏れ等をなくし、課税の公正性を保ち適正な課税に努めている。質問検査権については、個別の案件ごとに検討し行使していくこととする。

また地方税法の第 386 条及び第 368 条の罰則の適用については、個別の案件ごとに検討し行使していくこととする。

所有者不明土地を解消するため、相続税法第 58 条の通知の事務処理上判明した死亡者で、資産を有する者については、市税条例に基づき、相続人が登記するまでの間、現所有者申告書の提出を相続人に依頼している。

更には今年度（令和 3 年度）から納税管理課より 2 名資産税課に職員の配置替えを行い、現に所有しているものの申告業務や所有者不明土地等の使用者課税業務のための相続人調査を実施することとした。

国保収納課

【国民健康保険税】

(指摘5) (p119)

納税相談の第一義的な目的は自主納付の促進にあることから、納税相談に際して積極的な財産調査は行っていないという点については理解できるところであるが、分納の判断に際して、口頭の説明だけでは足りず、前記生活状況確認書の提出を求める必要がある場合にまで、財産調査を消極的である必要はない。具体的な個別財産の記載を求めることで、相談者の財産状況が明らかになることはもちろん、記載を拒絶するような場合には納付意思の誠実さについて消極的な判断材料にもなることから、同生活状況確認書に、財産の有無に関する記載欄のみではなく、個別の財産の具体的情報を記入する欄を設けるとともに、当該相談者の具体的な財産状況についても聴取を試みるべきである。

(指摘6) (p119)

地方税法第9条第1項及び第2項において、国民健康保険税の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき国民健康保険税を納付し、又は納入しなければならぬと明確に定められているのであるから、国民健康保険税の滞納者について死亡が判明した場合でも相続人調査や相続放棄の有無についての照会などは実施しておらず、相続人に対する請求も実施していないという取り扱いは相当ではない。すべての相続案件に相続調査を実施することは経済性、効率性の観点から現実的ではないことは理解できるが、滞納金額が大きい事案等の一定の基準を設けた上で、相続調査を実施し、相続人に対して滞納している国民健康保険税を請求すべきである。

また、滞納金額がそれほど大きくない場合であって、相続調査を要することなく相

「生活状況確認書」に個別の財産の具体的情報を記入する欄を設け、相談者への聴取を行うようにした。

滞納金額が大きい事案については、相続調査を行い、相続放棄などの場合を除き、国民健康保険税の請求を行うようにした。

また、相続調査を要することなく相続人を把握できる場合には、相手方の事情を聴取し、可能な場合は請求するようにした。

続人を把握している場合には、当該相続人に対して事情を聴取して、過大な負担なく可能な範囲で、相続人に対する請求を実施すべきである。

【後期高齢者医療保険料】

(指摘7) (p133)

高齢者の医療の確保に関する法律第108条第2項及び第3項では、被保険者の後期高齢者医療保険料について、世帯主及び配偶者がこれを連帯して納付する義務があると定めているのであるから、一律に連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対し、納入の通知、督促、催告、滞納処分を実施していないとの扱いは相当ではない。世帯主や配偶者が容易には把握できないといった場合を除き、連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、催告あるいは場合によっては滞納処分を実施すべきである。

(指摘8) (p134)

高齢者の医療の確保に関する法律第112条、地方税法第9条第1項及び第2項によって、後期高齢者医療保険料の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき後期高齢者医療保険料を納付し、又は納入しなければならないと明確に定められているのであるから、後期高齢者医療保険料の滞納者について死亡が判明した場合でも相続人調査や相続放棄の有無についての照会などは実施しておらず、相続人に対する請求も実施していないという取り扱いには相当ではない。すべての相続案件に相続調査を実施することは経済性、効率性の観点から現実的ではないことは理解できるが、滞納金額が大きい事案等の一定の基準を設けた上で、相続調査を実施し、相続人に対して滞納している後期高齢者医療保険料を請求すべきである。

連帯納付義務者である世帯主や配偶者の事情を聴取し、連帯納付義務者にも滞納処分を行うことが可能である旨を説明するようにした。

滞納金額が大きい事案については、相続調査を行い、相続放棄などの場合を除き、後期高齢者医療保険料の請求を行うようにした。

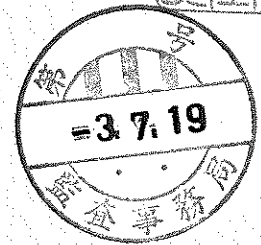
また、相続調査を要することなく相続人を把握できる場合には、相手方の事情を聴取し、可能な場合は請求するようにした。

また、滞納金額がそれほど大きくない場合
であって、相続調査を要することなく相続
人を把握している場合には、当該相続人に
対して事情を聴取して、過大な負担なく可
能な範囲で、相続人に対する請求を実施す
べきである。

令和3年7月14日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷



81.12



様式 2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

税 務 部

意 見	意見に対する考え方など
<p>納税管理課 市民税課</p> <p>【個人市民税】</p> <p>(意見1) (p58)</p> <p>特別徴収された個人市民税等は特別徴収義務者が従業員より預かった税金であり、滞納を許すべきではない。財産調査や差し押さえ等に多くの時間と労力を要することとは考えられるが、時間が経てばさらに回収が困難になる可能性が高く、地方税法第331条第1項で定めているように督促状を発した日から起算して10日を経過した日以降の滞納処分に備え、速やかに預金口座や不動産等の財産調査を実施することが望ましい。</p> <p>(意見2) (p58)</p> <p>宮崎市の特別徴収達成率は平成27年度が61.8%、平成28年度が62.03%、平成29年度が62.67%となっている。総務省の地方税に関する統計等によると、全国平均の特別徴収達成率は平成27年度が75.22%・平成28年度が78.52%・平成29年度が80.3%となっている。前述のデータから特別徴収が滞納の未然防止につながるため、宮崎市においてもさらに特別徴収の推進に取り組むことが望ましい。</p>	<p>通常の滞納処分に伴う預金口座や不動産等の財産調査は、納付からシステム反映までに2週間程度を要することや、地区担当者が800件以上を受け持っているため、事務の効率化を考慮し、催告書の送付後に実施することが多くなっている。</p> <p>特別徴収された個人市民税等は速やかに回収することが望ましいと考えるので、今後は早期の財産調査に努めていきたい。</p>
<p>市民税課</p> <p>【法人市民税】</p> <p>(意見3) (p61)</p> <p>宮崎市に支店や店舗を有している法人は、宮崎市の公共サービスを受けており、宮崎市で課税が行われるべきである。</p>	<p>給与支払報告書が未提出となっている特別徴収義務者への催促、特別徴収義務者と見込まれる事業所の調査に関し、さらに工夫を加えて実施していくこととした。これらの取り組みにより、特別徴収義務者であることが確認された場合、職権により、事前通知後に普通徴収から特別徴収へ切替等を行い、特別徴収を推進することとした。</p> <p>法人市民税の課税調査について検討し、国税や県税の申告書との整合性を精緻に確認することに加え、申告期限が経過した</p>

宮崎税務署や宮崎県と情報を共有化するだけでなく、宮崎市独自で調査を行うことを検討すべきである。固定資産税・償却資産税の賦課情報の確認や法人の決算書等の確認を行い、地代家賃が支払われているものについて、事務所・事業所・支店等の機能を有するものはないか確認すべきである。その他の把握手段としては、ショッピングモールやテナントビルの入居状況の確認や保健所等への飲食店の営業許可情報、建築許可情報等を活用することも検討することが望ましい。

資産税課

【固定資産税】

(意見4) (p68)

建築確認申請書の提出を必要としない新增築家屋や簡易な建物であって基礎工事がされているような家屋・ガラス張りのサンルーム等については、固定資産税の課税対象となるが、実地調査しなければ判断の困難な場合もある。また、簡易な建物等について建築等法令違反であるが建築確認申請せずに建築された家屋については把握が難しい。実務上、課税漏れ等が発生していることが判明するケースとしては、相続や家屋の売買の際に実地調査を行い、固定資産税が課されていない家屋が発見されるケースがある。多大な時間と労力が発生することになるが、課税の公平性の観点から、家屋について課税漏れをなくすためさらなる実地調査の充実を図ることが望ましい。

納税管理課 市民税課

【軽自動車税】

(意見5) (p73)

地方税法第11条の9で第二次納税義務について規定されている。本来の納税義務者が地方団体の徴収金を滞納しており、当該納税義務者に滞納処分をしても満足な租税の確保ができないと認められるときは、売主は所有権を留保しておりその処分によ

法人への申告の催促など、調査方法を工夫し、未申告の法人を対象とした調査を優先しながら取り組むこととした。

新增築調査や申出等による調査及び登記等で課税台帳との差異が判明した場合には、敷地内の実地調査を確実に行うことを徹底している。

更には3年ごとの航空写真の比較を行い、変化のあった家屋を抽出して現地調査を行う差分調査を今年度(令和3年度)から行うことにより、課税漏れ等の解消を図ることとしている。

これまで軽自動車税において、第二次納税義務者に対する通知及び徴収した例はないが、今後、そのような事案が発生した場合には、第二次納税義務者への通知及び徴収を検討したい。

り損害を回復できる可能性があり、第二次納税義務者に対して滞納処分を検討することが望ましい。

(意見6) (p73)

実務上、未申告の農業用作業車はまだまだ存在している。1件当たりの課税金額は少額であるが、課税の公平性の観点からも未申告の農業用作業車について調査が必要である。調査方法としては、所得税申告資料の決算書と資産税課が作成している償却資産課税台帳等との照合を行い、償却資産税も軽自動車税も課税されていないような物件について調査を行うことが望ましい。

市民税課

【たばこ税】

(意見7) (p76)

宮崎市における市たばこ税は、年々減少してきているが、平成29年度には、およそ27億7千万あり、宮崎市の市税収入の5.2%を占めている。市たばこ税は宮崎市にとって、重要な市税であり申告書の検証や立ち入り調査等が困難であるとしても、納税義務者から提出される申告書については、数年分の増減状況を確認し、増減幅が大きいなどの異常値を発見した場合には、地方税法第470条のたばこ税に関する質問検査権を適切に行使し、申告が正確に行われているかの検証を行うことが望ましい。

市民税課

【入湯税】

(意見8) (p80)

特別徴収義務者への調査の際には、入湯税の納入申告書と税務資料である総勘定元帳・売上台帳・レジペーパーの裏付資料を徴求して適正な課税と調査事務の効率化を検討すべきである。実地調査の結果適正な申告の確認が取れることを期待する。

農業用作業車の申告について検討し、これまでの申告を啓発する取り組み(申告が必要な車両をまとめたチラシの関係機関への配布)を強化することに加え、改めて、人員や期間などを勘案しながら、軽自動車税の申告促進に取り組むこととした。

納税義務者ごとに数年分の実績値(本数・税額)の推移比較表を作成し、申告額が前年度と比較して著しく増減している場合、増減の要因等をきめ細かく精査することにより、適正な申告を徹底することとした。

定期的に実地調査を実施し、申告の根拠となる資料(入湯者数や課税対象者数が記載された帳簿、売上台帳など)をきめ細かく精査するとともに、適宜、助言・指導することにより、適正な申告を徹底することとした。

市民税課

【事業所税】

(意見9) (p87)

宮崎市税条例第136条の9第3項で、免税点以下の事業者についても申告させている。実地調査や裏付け資料を提出させ申告が適正に行われているか確認することが望ましい。個人事業者についても、宮崎税務署と連携し青色決算書で家屋の増改築の有無や従業員の延べ人数等の把握も可能である。

納税管理課

【滞納整理事務】

(意見10) (p97)

宮崎市における公売については、出展物品数が少なく、幅広い層に公売に関心を持っていただけるような状態にはなっていない。インターネット公売で成功している事例や公売が盛んな官公庁や地方公共団体を参考にして、公売に対する取り組みを強化することが望ましい。

(意見11) (p97)

預金及び給与の差押は比較的に調査が容易でかつ効果的である。滞納処分を検討するために、滞納者の預貯金や給与については、これまで以上に積極的に財産調査を行い滞納処分することが期待される。

国保収納課

【国民健康保険税】

(意見12) (p120)

地方税法第703条の4の規定する国民健康保険税の納税義務者である世帯主については、「主として世帯の生計を維持する者であって、国民健康保険税の納税義務者と

定期的に実地調査を実施し、申告の根拠となる建物の実態や資料(資産台帳や賃金台帳など)をきめ細かく精査するとともに、特別徴収義務者に事業所税に関するチラシを配付するなど、適正な申告に資する取り組みを推進することとした。

差押財産に係る公売については、年間の実施計画を定め、計画的に取り組んでいるところである。

引き続き、公売への取り組みが盛んな他の地方公共団体や官公庁の取り組み状況を参考に、インターネット公売を含め、公売に対する取り組みを継続、強化していきたい。

未納者の預貯金・生命保険・給与を調査することは、滞納処分を行うための第一歩であり、最も重要なことと考える。

そのため、各係に業務担当者を配置し、定期的に対象者データの抽出を行い一括・集中的に調査を実施している。

宮崎銀行、鹿児島銀行については、毎月データによる照会・差押えを行い、効率化を図っている。

訪問調査等や該当者への事情聴取を通して、親子世帯など生計が別であることを把握した場合は、世帯分離を勧めた事例はあるが、一方、生計を維持する者の特定は

して社会通念上妥当とみとめられる者」と解することとしており(昭和 26 年 7 月 9 日付け保発第 56 号都道府県知事あて厚生省保険局長・地方財政委員会税務部長通知)、国民健康保険法にいう「世帯主」の定義についても、これに準じて取り扱うこととされている(昭和 26 年 7 月 9 日付け保発第 56 号の 2 都道府県知事あて厚生省保険局長通知)が、市では、世帯主の認定については、住民基本台帳の記録のみによって判断している。

しかしながら、訪問調査等によって、住民基本台帳上の「世帯主」と「主として生計を維持する者」とが相違していることが判明した場合には、世帯主変更届(住民基本台帳法第 25 条第 1 項)の提出を指導するなどして、納税義務者を明確にすることが望ましい。

(意見 13) (p 120)

短期被保険者証(短期証)や被保険者資格証明書(資格証)は、滞納額の縮減や滞納解消に繋げる効果も期待されているのであるから、短期被保険者証(短期証)あるいは被保険者資格証明書(資格証)との交付と滞納額の縮減や滞納解消に関する具体的なデータを集計し、分析・活用する方法を検討することが望ましい。

(意見 14) (p 120)

滞納処分に関し、同一滞納者について、納税管理課が実施した滞納処分において換価余剰が認められる場合には、国保収納課としての速やかな滞納処分や交付要求によって回収が図れる可能性は非常に高いと考えられるため、同一の滞納者に対する具体的な滞納処分における換価余剰の有無については、担当者レベルの情報交換にとどまらず、国保収納課と納税管理課の間で共通の情報交換のルールを策定することが望ましい。

難しい面もあり、世帯主変更を指導するには至っていないため、今後の課題としたい。

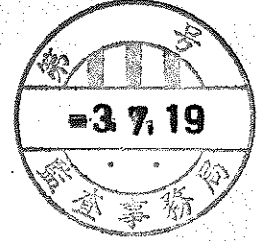
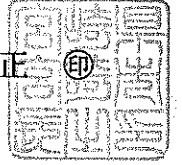
個々に事情が異なり、個別のケースが数多く存在し、具体的なデータを作成することが困難であるため、それぞれの被保険者に対応した滞納処分を行い、滞納解消に努めていく。

同一滞納者において、給与差押を行う場合や公売、生命保険等の解約金で配当に残金が生じる場合、また、納税相談を受ける場合など、国保収納課と納税管理課の間で一定のルールを策定した。

令和3年7月14日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正





様式 2

包括外部監査 措置状況通知書

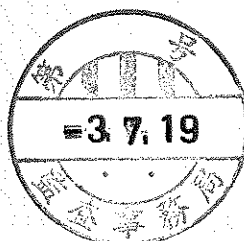
平成30年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

地域振興部

意見	意見に対する考え方など
<p>文化・市民活動課 【文化施設使用料】 (意見43) (P230頁)</p> <p>備品の使用料や超過時間に係る使用料など後払いとならざるを得ない使用料については、その性質上、上記の施設使用料のように使用料を使用前に納付させるという方法で納付を担保することは難しい。例えば備品の使用料については、使用許可申請時に使用予定の備品も申請させ、予め費用見積りをした上、使用する当日のうちに使用者をして支払わせる運用とすることで納付を確保しているが、例えば使用者が偶々現金を持っていない場合や、使用者と指定管理者の間で使用料の要否や金額の認識に齟齬がある場合を想定すると、後払いの使用料を確実に納付させる手段は講じられていない。</p> <p>このような場合、例えば過去に未納歴のある使用者については使用を許可しない扱いとすることで、間接的に納付を確保することができるように思われる(無論、このためには一定の法的根拠が必要であると思われる)。このような間接的な方法も視野に入れて、後払いの使用料の納付を確保する手段を検討すべきである。</p>	<p>備品等の後払いとなる使用料については、事前に概算額を伝えるとともに、施設使用当日の納付を徹底している。宮崎市民文化ホール・宮崎市民プラザともに全件回収できており、現在まで未納案件は発生していない状況である。</p> <p>今後も利用者に対して事前の見積もり及び当日支払いが必要な旨の周知を徹底することで、使用料の確実な納付を確保していきたい。</p>

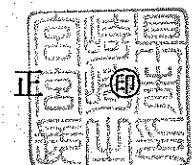
令和 3年 7月 9日

宮崎市監査委員 殿



宮崎市長

戸敷





包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

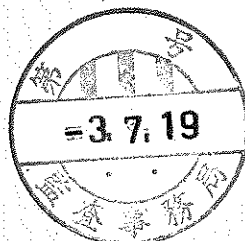
平成30年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

環境 部

指 摘	措 置 内 容
<p>【墓地管理料】 (指摘 2 2)</p> <p>佐土原墓地と木原墓地については、条例において管理料の設定はされておらず、使用料に管理料を含んで貸し出しを行なっている。</p> <p>管理料について、条例においては、定められた管理料を徴収するものとされているのみであり、どの墓地について管理料をいくらとするのか、そもそも管理料をとるのかとらないかという点に市の裁量があると考えられるため、管理料を徴収しないことが直ちに違法となることはないとも考えられる。しかし、管理料の設定をしていないにもかかわらず、管理料を使用料に含めて徴収する方法については、それを根拠付ける規定は存在しない。したがって、佐土原墓地及び木原墓地の管理料について、管理料の明確化を含めて徴収方法の見直しを検討すべきである。</p>	<p>佐土原墓地と木原墓地の管理料について、これまでの経緯や収支状況を考慮しながら検討を行った。</p> <p>佐土原墓地及び木原墓地においては、維持管理に要する経費(管理料に相当する金額)を使用料に含めて貸し出しを行っており、当面の間は累積収支は黒字となる見込みである。</p> <p>使用料と別に管理料を徴収する場合は、現使用者からも管理料徴収を始めることになるが、現段階では両墓地とも現使用者にあらためて管理料の納入をお願いする状況にはないので、当面は現行どおりとすることとした。</p>

令和 3年 7月16日

宮崎市監査委員 殿



宮崎市長 戸敷 正





包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

環 境 部

意 見	意見に対する考え方など
<p>廃棄物対策課（環境業務課） 【し尿汲取手数料】 （意見25） （190頁）</p> <p>催告は電話連絡や自宅訪問によるのみであり、催告書を交付する形での催告は行われていない。</p> <p>催告は、書面でも口頭でもよく、何らの方式も必要としないが、消滅時効の完成を6か月猶予するという法的効果を有している（民法第153条）。そのため、いつ催告をしたのかという証拠を保全しておく必要性は高く、また、電話連絡や自宅訪問をした際の結果を業務日誌に記載するだけでは、債務者に対して履行を請求する意思を通知したことが明らかになっているとは言い難い。そして、宮崎市私債権等管理マニュアルにおいても、催告の方法として、まずは文書による催告を行い、債務者から反応がない場合に電話や訪問による催告に移行することが想定されていることからすれば、適宜、催告書を交付する形での催告も行うことが望ましい。</p> <p>（意見26） （190頁）</p> <p>訪問による徴収を行った場合、未納額が残っているにもかかわらず、その徴収の翌月に訪問による催告を行わず、翌々月に訪問による催告を行っている案件が存在している。</p> <p>未納額が残っているのであれば、訪問によって未納額の一部の徴収が行われたことがあったとしても、少なくとも月に1回は訪問による催告を行って、債権の回収に努</p>	<p>し尿汲み取りは、大半において毎月行われるため、手数料が納期限内に納入されず、督促を行う段階から電話や訪問による納入催告を行っているが、令和元年度から、債務者との納入交渉の状況等を踏まえ、適宜、文書による催告を行うこととした。</p> <p>恒常的に年金の支給月にまとめて納入する債務者がいるため、ひと月おきの催告になっていた事案があった。</p> <p>令和元年度から、月1回以上、訪問等による催告を行うことを原則とするが、債務者の納入状況等を踏まえ、事案に応じた催告を行うことにより債権回収に努めていく。</p>

めることが望ましい。

(意見27) (190頁)

訪問によって徴収した金員を納期限の古い債務から順番に充当してない場合が存在している。その理由は、納付者から充当部分の指定があった、もしくは納付誓約書の取得によって時効が中断されているからということであった。

納付者から充当部分の指定がなされた場合には、その指定に従うべきであるので(民法第488条1項)、その指定の結果として納期限の新しい債務に充当することは法律に従った取扱いであり、何ら問題はない。しかし、納付誓約書の取得によって時効が中断されているとしても、その中断時点から新たに消滅時効期間の進行が始まるのであり(民法第157条第1項)、納付誓約書の取得で時効が中断した債権のほうが、納付誓約書を取得した後で発生した本債権よりも消滅時効期間が経過してしまう時期が早いことには変わりがないのであるから、訪問によって徴収した金員につき、納付者から充当部分の指定がない場合には、納期限の古い債務から順番に充当していくのが望ましい。

(意見28) (191頁)

債務者本人が死亡したが、相続人の存在を調査することなく時効期間が経過するに至った事例が存在していた。

債務者本人が死亡すると相続が開始し

(民法第882条)、相続人が、相続開始の時から債務者本人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法第896条本文)から、相続人に本債権の支払義務が承継される。このように、債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、未納金額と比較して明らかに相続人の調査に要する費用が多額に及ぶことが認められるような場合でなければ、債務

令和元年度から、原則として納期限の古い債務から順に充当することとし、徴収事務に携わる職員及び嘱託員に周知した。

令和元年度から、債務者本人の死亡が判明した場合には、速やかに相続人調査を行うこととし、業務マニュアルにも調査手順を盛り込んだ。

者本人が死亡したときには、速やかに相続人の調査を行い、債権回収を試みることを望ましい。

(意見29) (191頁)

債務者が破産法に基づく免責決定を得ていたにもかかわらず、時効期間が経過するまでの間、不納欠損処理を行っていない事例が認められた。

宮崎市債権管理条例第12条第2号によれば、債務者が破産法に基づく免責決定を得たときには、債権放棄を行うことができると定められており、債権放棄をしなければならないと定められてはいないが、破産法に基づく免責決定により、債務者は本債権の支払義務を免れることとなり、本債権の請求権は消滅するのであるから、そのような債権を時効期間が経過するまで管理し続けることに意味はなく、債権管理の効率性の観点から、債務者が破産法に基づく免責決定を得たときには、時効期間の経過を待つことなく、速やかに不納欠損処理をすることが望ましい。

廃棄物対策課(環境施設課)

【公設合併処理浄化槽使用料】

(意見30) (196頁)

催告は電話連絡や自宅訪問によるのみであり、催告書を交付する形での催告は行われていない。

催告は、書面でも口頭でもよく、何らの方式も必要としないが、消滅時効の完成を6か月猶予するという法的効果を有している(民法第153条)。そのため、いつ催告をしたのかという証拠を保全しておく必要性は高く、また、電話連絡や自宅訪問をした際の結果を業務日誌に記載するだけでは、債務者に対して履行を請求する意思を通知したことが明らかになっているとは言い難い。そして、宮崎市私債権等管理マニュアルにおいても、催告の方法として、まずは文書による催告を行い、債務者から反応が

債務者が破産法に基づく免責決定を得たときには、債務者の資力の回復等による支払いの可能性等も審査の上、それらが見込めない場合には、適宜、債権放棄を行うこととした。

公設合併処理浄化槽使用料は、毎月かかるものであるため、使用料が納期内に納入されず、督促を行う段階から電話や訪問による納入催告を行っているが、令和元年度から、債務者との納入交渉の状況等を踏まえ、適宜、文書による催告を行うこととした。

ない場合に電話や訪問による催告に移行することが想定されていることからすれば、催告をするにあたっては、催告書を交付する形での催告も行うことが望ましい。

(意見31) (197頁)

浄化槽管理システムにおいては、徴収嘱託員による訪問催告等の滞納整理状況が使用者ごとに一覧できる仕組みが備わっておらず、必要に応じて、業務日誌から情報を引っ張り出して、一覧表を作成するという作業を行っている。

滞納整理を効率的に行うためには、使用者ごとの滞納整理状況が速やかに一覧できることが重要であるから、浄化槽管理システムにおいて、使用者ごとに滞納整理状況が一覧できるように管理することが望ましい。

環境政策課

【墓地管理料】

(意見41) (226頁)

納期限までに納付しないものに対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を限定して督促状を発しななければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日を超えてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴取すると規定されているところ、督促手数料は適切に請求されているものの、平成29年度における督促状の発送が一部納期限後20日を過ぎ、条例に反する事態が生じている。

もっとも、平成30年度については、全件20日以内に督促状が発送されており、既に改善されているため、今後このようなことのないよう念のため意見として述べる。

浄化槽管理システムにおいて、使用者ごとに滞納整理状況が一覧できるようにするためには、システム改修の経費を要することになるため、当面は現行の情報管理を継続し、システム更新等の機会において検討することとする。

ご案内のとおり、平成30年度以降は、20日以内に督促状を発送することといたしております。

今後とも督促状の発送期限を順守してまいります。

(意見42) (226頁)

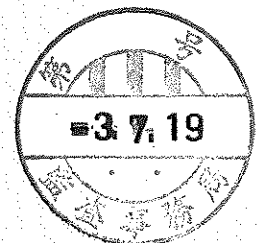
督促の流れなど基本的な点は、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照する方法でも良いと思われるが、使用権の消滅という独自の措置が存在しているため、その手順も踏まえて、業務の効率化と画一的な処理のため、債権管理の独自のマニュアルを整備することが望ましい。

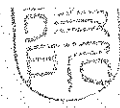
督促等については、当面の間は、宮崎市私債権管理マニュアルの活用や債権管理を専門的に行う部署からの助言を得ることにより、業務を進めてまいります。使用権の消滅については、引き続き墓地使用者の特定作業を進めながら、法的な課題の整理や、多くの使用者未特定墓地がある中での効果的な手法や基準の検討を行い、手続きの統一化を図りたいと考えております。

令和 3年 7月 16日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正





様式 1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福 祉 部

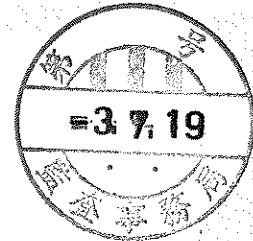
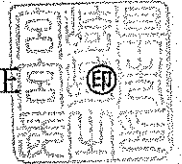
指 摘	措 置 内 容
<p>介護保険課</p> <p>【第3 介護保険料】</p> <p>(指摘9) (P147)</p> <p>介護保険法第132条第2項及び第3項では、被保険者の介護保険料について、世帯主及び配偶者がこれを連帯して納付する義務があると定めているのであるから、連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対し、納入の通知、督促、催告、滞納処分を実施しないとの扱いは相当ではない。連帯納付義務について、納入通知書（介護保険料額通知書）裏面において連帯納付義務に関する説明を記載し、徴収嘱託員においても状況に応じて連帯納付義務に関する説明をするなどして自主的な納入を促している点は評価できるが、世帯主や配偶者が容易には把握できないといった場合を除き、連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、催告あるいは場合によっては滞納処分を実施すべきである。</p> <p>(指摘10) (P147)</p> <p>介護保険法第143条、地方税法第9条第1項及び第2項によって、介護保険料の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき介護保険料を納付し、又は納入しなければならないと明確に定められているのであるから、介護保険料の滞納者について相続があった場合でも、住民基本台帳の確認等を除き、詳しい相続人調</p>	<p>連帯納付義務者である世帯主や配偶者の事情を聴取し、自主納付に応じてもらえない場合は、連帯納付義務者への滞納処分について再度説明するようにした。</p> <p>滞納金額に基準を設け相続調査を実施することとした。なお、相続調査を要することなく相続人を把握できるときは、相手方の事情を聴取し、可能な場合は請求することとした。</p>

査や相続放棄の有無について照会などは実施しておらず、具体的な相続人に対する請求も実施していないという取り扱いは相当ではない。すべての相続案件について詳しく相続調査を実施することは経済性、効率性の観点から現実的ではないことは理解できるが、滞納金額が大きい事案等の一定の基準を設けた上で、相続調査を実施し、判明した具体的な相続人に対して滞納している介護保険料を請求すべきである。

令和3年7月16日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福 祉 部

意 見	意見に対する考え方など
<p>介護保険課 【第5章 その他の強制徴収公債権 第3 介護保険料】 (意見15) (P148)</p> <p>介護保険法第132条第2項が連帯納付義務を課す「世帯主」は、「主として世帯の生計を維持する者」であると解され、必ずしも住民基本台帳上の世帯主であるとは限らない。</p> <p>したがって、連帯納付義務者である世帯主への請求を実施することを前提として、訪問調査等によって、住民基本台帳上の「世帯主」と「主として生計を維持する者」とが相違していることが判明した場合には、世帯主変更届(住民基本台帳法第25条第1項)の提出を指導するなどして、納付義務者を明確にすることが望ましい。</p>	<p>相手方の事情を聴取し、説明を行ったうえで「世帯主変更届」の提出について指導するよう努めた。</p>
<p>障がい福祉課 【第5章 その他の強制徴収公債権 第8 訓練等給付費等返還金】 (意見24) (P181)</p> <p>残存する本債権については、従前、面談等により督促を行っていたとのことであるが、該当の法人が任意での返還に応じない場合は強制徴収を実施するよりほかはない。この場合、本債権は地方税に次ぐ優先性を有するのであるから、該当の法人が一定の資産を有する限り、積極的に滞納処分を実施すべきである。</p> <p>また、不正利得と判断した証拠の内容にもよるところであるが、代表者や不正利得</p>	<p>滞納処分として、判明預金口座の差押え及び取立てのほか、公売による普通自動車の換価を行った。その後、滞納整理部門と協議を行い、滞納処分の執行停止を行った。</p> <p>滞納整理部門や法制部門と協議の結果、個人責任の追及は難しいと判断している。</p>

に中心的に関与した人物の個人責任の追及も視野に検討すべきである（実際には、本市の法務部門や顧問弁護士等とともに十分検討の上、対応方針を決せられたい）。

【第6章 非強制徴収公債権（民事徴収公債権） 第12 重度心身障害者医療高額療養費返還金】

（意見46） （P250）

現行の運用上、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者が重度心身障害者医療費高額療養費の給付対象となった場合、本市障がい福祉課において、二重払いとなる額を国民健康保険の保険者たる本市または宮崎県後期高齢者医療広域連合より代理受領することについての委任状を徴求し、これに基づいて処理を行っている。回収率が100%近い数字となっているのはこの運用が奏功しているためであると考えられるが、委任状の提出を拒否された場合にどのように対応するかが定かではない。この場合、原則に従って、現実に国民健康保険の保険者たる本市より高額療養費の給付を受けた者から直接回収しなければならないものと考えられるが、この場合、必ずしも現行の運用と同等の回収を期することができるとは考えにくい（この点、乳幼児医療高額療養費返納金の有する問題と同様である）。

そこで、いかにして確実に、かつトラブルなく委任状を確保するか、及び委任状の提出を受けられない場合にどのように対応するかを、担当課において検討されたい。

（意見47） （P250）

現在唯一ある本債権の収入未済は、社会保険側が何らかの事情によって本市との調整を経ないまま高額療養費を支給したことから、その事情を知らない本市も満額を支給してしまい、結果として二重支給となってしまうことによるものである。

上記（1）で言及したように、社会保険

国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者が窓口で新規申請や保険変更届を行った場合は、その場で代理受領について説明し、委任状をいただいている。

また、委任状の回収ができていない方々には定期的に依頼文を送付し、100%回収に努めている。

また、申請書様式に委任の確認の欄を設け、一括で提出を受けることにより委任状の未提出がない体制を構築している。

本債権は、対象者が高額療養費支給申請と重度心身障害者医療費助成申請の両方を行っていたことを保険者と本市双方とも把握しておらず医療費を支給したことが原因であると推察される。

現在の対策としては、重度心身障害者医療費助成制度では令和2年8月から医療費

との間で金額を調整の上差額を支給する現在の運用は、二重支給の回収による債権管理事務の負担を回避するために非常に有効な手段であるが、調整の過程で誤りが生ずるようなことがあれば、結局その回収のための負担を免れ得ない。

このような事態の再発を防止し、債権管理事務の負担を軽減するためにも、社会保険側とも協力の上二重支給となった原因を究明し、再発防止策の策定に努められたい。

福祉総務課

【第7 私債権

第7 災害援護資金貸付金】

(意見61) (P301)

前記1(6)のとおり、本債権は、過年度分の回収率が平成27年度で7%、平成28年度で9.1%、平成29年度で5.1%と、低調である。

その原因の一つに、催告や戸別訪問の頻度があるものと考えられる。担当者によれば、前記のとおり、滞納者に対する催告は書面で概ね年に2回なされるものの、戸別訪問は一定期間納付がない者等に限られており、債務者に対し償還を促す効果としては疑問がある。催告や戸別訪問によって任意の償還を促すならば、相応の頻度とする必要があるが、現状では貸付事務の担当者1名がこうした回収業務も兼務している状態であって、平成29年度末現在で収入未済件数273件、人数にして40名に上る債務者(しかも、その全員が既に約定どおりの償還がなされていない者である)に対し的確な回収業務をするには十分な体制とは言い難い。

したがって、現状のとおり催告書の送付

の現物給付化が始まり、社会保険の被保険者の医療費に係る審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金に委託しており、支払基金により高額医療費を計算の上、社会保険者へ医療費の請求がなされているため、二重支給が生ずることのない仕組みとなっている。

また、従来の助成方法である償還払いで助成する場合には、令和3年度から、高額医療費に該当する可能性のあるものは支払いを保留し、保険者への照会や本人による高額医療費の申請により、高額医療費の金額を確認したうえで支払いを行うこととし、二重支給の防止に努めている。

債権の回収状況を踏まえ、回収見込みの高い債権について重点的に回収業務を行い、回収が困難と見込まれる債権については債権放棄も視野に入れることで、回収体制の見直しを行うこととした。

や戸別訪問によって償還を促すならば、担当者の増員や回収業務の効率化など回収体制の見直しが必要であると考えられる。

(意見62) (P301)

実際に分納相談等に応じている担当者によれば、本債権の過年度分の回収が低調である別の原因として、ほとんどの貸付事例で住宅が浸水被害に遭っており、本貸付金によって賄われる以外にも生活再建に多額の資金を要していることによって償還が追いつかないという実態があるという。

そもそも災害援護資金貸付金制度が一定の大規模災害によって甚大な被害を受けた者に対して資金を貸し付けるという福祉目的を有していることからすれば、貸付金のうち回収不能となる事例があることはやむを得ないと言える。

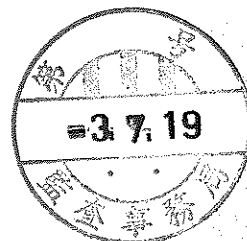
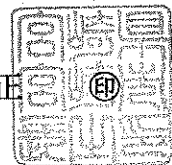
そうであれば、困窮等により償還が困難となり、かつ将来にわたっても返済能力を回復する見込みがない事例など（現に本市においてそのような事例があるかどうかは別として）、管理回収業務を行うこと自体経済合理性のない事例については、一定の要件のもと債権を放棄し、管理回収業務の対象から除外する扱いとすることも検討することが望ましい。

債権管理・回収業務を行うこと自体に経済的な合理性が全く認められないと判断できる事例等が確認できた場合においては、債権放棄も視野に入れた対応を行うこととした。

令和3年7月16日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正





様式1

包括外部監査 措置状況通知書

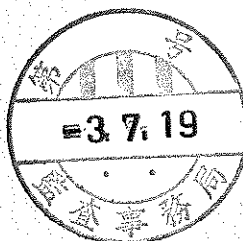
平成30年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

子ども未来 部

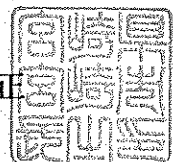
指 摘	措 置 内 容
<p>子育て支援課 【児童扶養手当返納金（不正利得の場合を除く）】 （指摘23） （P237） 不納欠損処理は、効率的な債権管理事務の執行のために不可欠であるので、既に消滅した債権や回収不能となっている債権については早急に不納欠損処理を実施した上、今後は適時適切に同処理を行われたい。</p>	<p>令和2年3月31日に、本債権のうち消滅時効が完成していた債権34件、7,723,360円について不納欠損処理を行った。 また、令和3年3月26日には、消滅時効が完成した債権9件、2,274,300円について不納欠損処理を行っており、今後も毎年度、同処理を実施していく。</p>

令和3年7月16日

宮崎市監査委員 殿



宮崎市長 戸 敷 正





様式 2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

_____ 子ども未来 _____ 部

意 見	意見に対する考え方など
<p>子育て支援課 【児童扶養手当返納金（不正利得の場合を除く）】 （意見44） （P238） 特に過年度分について、例えば、悪質な滞納者に対しては、訪問による督促を頻回に行うなどのより踏み込んだ対応が必要と思われる。本事業の専任担当者2名が給付事務と債権管理事務を兼任しているという現状の人的体制を含め、福祉部ひいては本市が、本債権に係る人的体制を抜本的に見直すことも視野に入れて検討することが望ましい。 また、回収の一手段として、法的手続の活用を検討されたい。</p> <p>（意見45） （P239） 本債権が公債権であることや、本来福祉目的で給付される児童扶養手当の返納を求める場面であり一般的な私債権の管理回収とは異なる考慮要素があることから、宮崎市私債権等管理マニュアルに補足するような形式でも差し支えないと考えられるので、本債権の管理回収に関する原則的なマニュアルの策定を検討すべきである。</p>	<p>本事業の人的体制については、専任担当者2名を継続しているが、令和2年度から母子父子寡婦福祉資金貸付金の徴収員として新たに2名を配置した。令和3年度からは、本事業においても、収納状況等から対象者をリスト化し、同徴収員による訪問を行うこととしている。 また、法的手続きについては、全国的にも活用している事例が確認できないことから、まずは適切な債権管理体制の構築を優先して行っていく。</p> <p>本債権の管理回収に関する原則的なマニュアルについては、令和3年度中に策定することとしている。</p>

【母子父子寡婦福祉資金貸付金】

(意見63) (P310)

漫然と本債権を時効消滅させることのないよう、分納誓約書や残高確認書によって債務承認を求めることなどの徹底を今一度図るべきである。

(意見64) (P310)

償還が途絶えてから一定期間（なかんずく消滅時効期間である最後の時効中断から10年）が経過したのものや、債務者の置かれた状況に照らし回収が著しく困難となったもの等については、管理回収に要するコスト（本市の内部的コストを含む）と以後の回収可能性を比較衡量し、管理回収コストが回収の期待を上回ると判断される場合にはこれを積極的に不納欠損処理するなどして、管理回収の効率化を図るべきである。特に、時効中断に努めたにもかかわらず消滅時効が完成したものについては、援用を待たずに不納欠損処理をすることを視野に入れるべきである。本債権の実務に適した形での管理回収の効率化をお願いしたい。

(意見65) (P311)

「宮崎市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」と題する要領が存在し、その第38条において滞納整理に関する規定がなされてはいるが、本債権の管理回収について、滞納から不納欠損処理に至るまでの一貫した内部マニュアルを策定し、画一的かつ効率的な事務処理ができるようにすべきである。

保育幼稚園課

【保育所保育料】

(意見21) (P176頁)

保育料徴収嘱託員の回収業務に際し想定される種々の場面を想定し、これに対応できる詳細なマニュアルを整備し、これに従った業務執行をすべきである。

令和2年度から、母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を弁護士法人に委託しており、対象者と接触できた場合には債務承認を求める取扱いを徹底している。

本市債権管理条例に基づき、回収が著しく困難となった債権については、厳重な審査のうえ債権放棄し、不納欠損処理を進めてきた。

これまでに、消滅時効が完成し援用がないものを債権放棄した事例はないが、条例に基づき、債権放棄が可能なものについては積極的に行っていく。

本債権の管理回収に係る一貫した内部マニュアルについては、令和3年度中に策定することとしている。

マニュアルについては、令和3年1月に保育料滞納処分等事務処理要綱及び滞納整理マニュアルを作成した。

(意見22) (P177頁)

直近3年間でも毎年1000万円近い収入未済が現に生じていることに鑑み、資産調査の実施等、担当課のみならず、全市的な対応を検討されたい。

(意見23) (P177頁)

事実上回収不能となった債権について、消滅時効の完成を待って不納欠損処理をすることは妥当な債権管理の手法であると考えられるが、他方で、「事実上回収不能」であることを判断する明確な基準はない。どの程度の回収の努力をすれば回収不能と認めるのが相当であるかについて明確な基準を定めなければ、回収し得る債権について適切な回収の措置を採らず、他方回収の余地のない債権について回収の措置を採るなどの不適切な管理回収業務が行われかねない。このような判断基準の策定を検討されたい

親子保健課

【乳幼児医療高額療養費返納金】

(意見67) (P322頁)

現行の運用上、国民健康保険の被保険者が乳幼児医療高額療養費の給付対象となった場合、本市親子保健課において、二重払いとなる額を国民健康保険の保険者たる本市より代理受領することについての委任状を徴求し、これに基づいて処理を行っているところ、国民健康保険においても、社会保険診療報酬支払基金と同様の運用ができないか、必要に応じて立法的解決を含めて検討されたい。運用の変更が困難である場合、いかにして確実に委任状を確保するかについても検討されたい。

保育料の徴収及び滞納整理に関する事務について、効率的かつ適正な収納事務が行えるよう、市収納対策本部会議において情報共有を行うとともに、関係各課と協議を行い、改善を図っていく。

保育料滞納処分等事務処理要綱及び滞納整理マニュアルを令和3年1月に作成し、不納欠損処理についても規定した。

国民健康保険において社会保険診療報酬支払基金と同様の運用に変更することについて、保険者である本市国保年金課及び審査機関である県国保連合会に確認を行ったところ、運用の変更は困難であるとの回答であった。

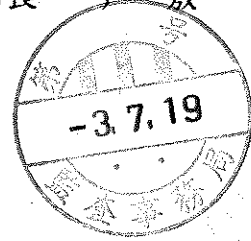
また、委任状の提出を拒否されたケースはこれまでないが、今後も提出を確保できるよう、資格証の新規申請書が委任状を兼ねるような様式の運用を検討していきたい。

なお、当該監査時に収入未済であった債権については、納付を促す文書の送付や債権が発生した理由の丁寧な説明を行った結果、令和2年度において収納率100%となった。

令和3年7月16日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 巨 敷 正





包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成 30 年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

健康管理部

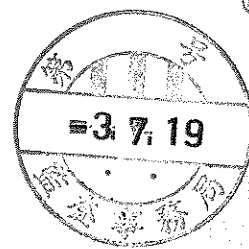
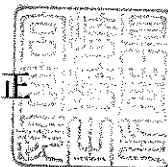
指 摘	措 置 内 容
<p>保健医療課</p> <p>【田野病院事業会計介護老人保健施設事業収益（介護老人保健施設使用料）】</p> <p>（指摘 32） （293 頁）</p> <p>前記滞納者②については、相続人から滞納額の分納を受けているが、債務承認に関する書面までは徴求していない。当該滞納債務は月毎に発生した債務が約 3 年分蓄積した総額であり、時効期間は、それぞれの月毎に経過しているが、分納された金員は、発生日の古い債務から順に充当されており、支払が未了である債務について、少なくとも証拠が残っている形での債務の承認は存在しないため、消滅時効による債権消滅を防止するため債務全額についての債務承認を受け、これを明記した書面を徴求すべきである。</p> <p>（指摘 33） （293 頁）</p> <p>前記滞納者①及び滞納者②のいずれの事例についても遅延損害金の請求はしていない。</p> <p>本債権は私債権であるため、延滞金の請求はできないものの、民法第 419 条及び第 404 条に基づき遅延損害金を請求することができる。前記滞納事例における債権額は大きく、完済までに長期を要すること見込まれるため、公平性の観点からも遅延損害金を請求すべきである。</p>	<p>令和元年度以降、「債務確認及び納入誓約書」の提出を求めるよう措置した。</p> <p>遅延損害金の請求については、令和元年度において研究・検討を行い、既に実施している建築住宅課を参考にし、法的措置（本課においては支払督促）を必要とする滞納者に対して請求を行うよう方向性の整理をしており、令和 3 年度において実施要領等の作成を行う予定としている。</p>

--	--

令和3年7月12日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正





様式 2

包括外部監査 措置状況通知書

平成 30 年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

健康管理部

意 見	意見に対する考え方など
<p>保健医療課 【病院医業収益及び病院医業外収益】 (意見 56) (287 頁)</p> <p>債権管理に用いられている個別調書について、「時効援用：要・不要」の欄について、「要」を選択もしくは「不要」という項目を削除して時効援用の必要性を明確にすべきである。</p> <p>(意見 57-①) (287 頁)</p> <p>連帯保証人の要否等について、指定管理者との協議を行い、その運用を明確にしておくべきである。この点は、医師の応召義務（医師法第 19 条）との関係で、連帯保証人の存在を入院の条件とすることはできないが、債権保全の観点からは有用な制度であるため活用すべきである。</p>	<p>滞納整理に係る個別調書に掲げた主要情報の項目については、債権放棄の検討を必要とする事態に陥った場合を想定し、宮崎市私債権等管理マニュアルに例示されている「債権放棄検討調書」の主要情報の項目と合致するよう作成していることから、様式の変更は必要ないと考えている。</p> <p>本課においても債権保全の観点から連帯保証人制度が有用であることは認識しているが、医師法上の関係で全ての入院患者において連帯保証人の確保を義務付けることはできない現状がある。</p> <p>今回、意見のあった連帯保証人制度の活用については、従前から可能な限り活用は行ってきたところであるが、法令上、特別な措置は行えないものと考えている。</p>

(意見 57-②) (287 頁)

また、個別調書によれば、指定管理者と市との間の債権管理についての事務の範囲について、不明確になっている部分があると思われるため、その機会に債権管理に関する双方の業務の分掌を明確にし、相互の協力体制をシステム化するためにも協議を行うことが望ましい。

(意見 58) (287 頁)

催告書に対して何ら反応がなかったものについては、債権額等を勘案して、催告書送付のみではなく、電話対応等の個別対応を積極的に行うことが望ましい。平成 30 年度より部分的に個別対応が始まっていることから、同様の対応を継続していくべきである。

(意見 59) (288 頁)

平成 27 年度に行われた不納欠損は、理由が全て「納期限から 3 年以上経過」とされているのみであり、時効完成による消滅なのか、債権の放棄による消滅なのかが判然としない。また、その際の不納欠損に至る経緯などの記録が整理されていないため、その詳細を確認することは困難であった。不納欠損のなかに 15 万 7,530 円の債権など軽微とはいえない金額のものもあるため、その不納欠損について疑義が生じた場合に、経過の記録が存在していることが重要となるため、不納欠損事由を明確化し、その詳細についての記録を整理するべきである。

もっとも、平成 30 年度に予定している不納欠損については、不納欠損事由の明確化及び経緯等の資料の整理がなされているため、現時点では問題状況は改善されており、今後の注意喚起のため意見として述べる。

債権回収に係る指定管理者との役割分担については、従前から指定管理者との『宮崎市立田野病院及び宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」の使用料及び手数料の徴収事務に関する委託契約書』において、指定管理者は使用料等の収納事務を行い、本市は滞納に係る督促事務等を行うことを明確にしているため、新たな措置は必要ないと考えるが、指定管理者と滞納者の情報を共有し、円滑な債権回収に務めている。

平成 30 年度以降、電話対応や個別訪問などの個別対応を継続して行っている。

平成 30 年度以降の不納欠損においては、不納欠損の事由や、不納欠損に至るまでの交渉経緯を明確に示し処理を行っている。

【田野病院事業会計介護老人保健施設事業
収益（介護老人保健施設使用料）】

（意見 60） （294 頁）

前述した滞納者①については、納入誓約書の提出を受けているが、当該誓約書の主体はあくまでも債務者となっており、その記載内容からは、弁済義務のない第三者自らが債務を引き受ける旨の意思を明らかにしていることが明確に示されているとは言い難い。本債権は、債権額が大きく、最終的には法的措置を検討する可能性もあるところ、現状の納入誓約書では、債務者の債務について一部代理として弁済しているのみであり、債務全額について引き受ける意思はないとの反論が予想される。そのため、第三者が自ら債務を引き受ける旨の意思を明らかにしている場合には、当該第三者から提出を受ける納入誓約書の記載は、当該第三者が債務の全額を支払う意思を有していることについて明確に記載された内容とすべきである。

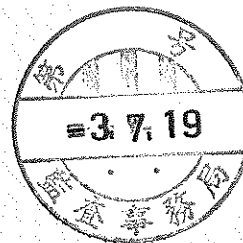
滞納者①が生存している以上、本来の債務者である滞納者①に弁済の意思表示をさせるため、納入誓約書を提出させるべきであることは十分に認識しているところである。

しかしながら、当該事例では、介護老人保健施設に入所している滞納者①が弁済の意思表示ができる状態に有るか否か等を考慮したうえで、本来は弁済義務のなかった滞納者①の親族に納入誓約書を提出させたものであるため、新たな措置は必要ないと考えている。

令和 3 年 7 月 12 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正





様式 1

包括外部監査 措置状況通知書

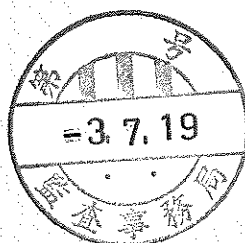
平成30年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

農政 部

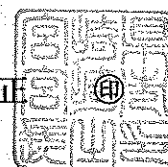
指 摘	措 置 内 容
<p>市場課</p> <p>【卸売業者市場使用料等】 (指摘14) (P208)</p> <p>この点、督促は行政処分に該当すると解されるところ、行政不服審査法第82条第1項により、行政処分については、書面による不服申立の教示が必要とされていることから、「市場使用料督促状」に行政不服申立の教示にかかる記載をすべきである。なお、文言等については宮崎市私債権等管理マニュアルを参照、各課において統一的内容とすべきである。</p> <p>【市場電気使用料】 (指摘15) (P211)</p> <p>宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例3条によれば、督促状は「1通につき100円を徴収する」とされており、本債権は施設使用料と同一の督促状において計200円の督促手数料を徴収しているため、この点は是正されるべきである。</p>	<p>行政不服申立の教示にかかる記載については、平成31年1月の市場使用料督促状より対応済み。</p> <p>平成31年1月に是正済み。また、同一の督促状で200円の手数料を徴収していた過徴収額1,900円は、平成31年3月に還付処理済み。</p>

令和 3年 7月 1日

宮崎市監査委員 殿



宮崎市長 戸 敷 正





包括外部監査 措置状況通知書

平成30年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

農政 部

意 見	意見に対する考え方など
<p>市場課</p> <p>【卸売業者市場使用料等】 (意見33) (P208)</p> <p>前記滞納業者の許可申請書類を閲覧したところ、当該滞納業者は、新規開設の業者であり、営業能力も未知数であり、また、未納が発生した場合の回収可能財産も存在しなかった。</p> <p>過去3年において未納が発生している業者は僅か1件であることから、基本的には許可の時点における財政状況の審査は適切になされていると評価することができるが、債権管理にあたっては、そもそも未収債権を発生させないことが肝要であり、卸売市場の市場使用料に関しては、許可の時点で申請業者の財政状況を確認することができるのであるから、疑問が残る場合には原状回復費用も踏まえた将来の債権の保全の観点から、財政状況や事業の収益性についてより慎重に検証することが望ましい。</p> <p>(意見34) (P208)</p> <p>卸売市場に関しては、施設使用者がその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、許可を取り消すものとされているところ、どのような場合に「必要な資力を有しなくなった」に該当するのかについて具体的な基準が存在していないため、この点に関する具体的な運用基準を設定することが、事務の効率性及び公平性の観点から望ましい。</p>	<p>当該滞納業者の滞納していた使用料は、令和元年11月までに徴収済みである。</p> <p>市場使用許可申請にあたっては、法人の場合は過去2年間の事業報告、決算書等、個人の場合は事業報告書、資産調書等の提出を求め審査している。</p> <p>一方で、今回の債務者は、新規開業の業者であり、財務状況等の資料が十分でなかった。</p> <p>今後は、新規開業の業者については、預金状況の調査等、財務状況や事業の収益性についてより慎重に検証していく。</p> <p>市場使用許可の取り消しは、市場使用料の滞納が続いた場合等に考えられるが、事業者が使用料を1月でも滞納した場合は、ヒアリングを行い納付指導している。</p> <p>また、事業者から提出される毎年度の事業報告書(決算書)により財務状況を確認し、使用料の納付が遅れがちな事業所等についても、事業継続の可否についてヒアリング等を行っている。</p> <p>事業者により事業の規模等も違うことから、資力信用に関する具体的な基準は特</p>

(意見35) (P209)

過去3年間で1件の滞納であるため債権管理に関するマニュアルを作成する必要性は乏しいとも思われるが、画一的かつ効率的な事務処理のため、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照し、同マニュアルをそのまま利用するのか実際に応じて修正する点があるのか等について具体的に検討する機会を設けることが望ましい。

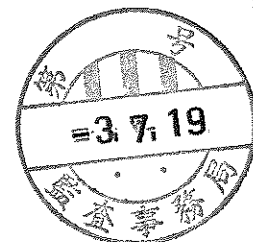
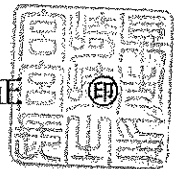
に定めず、許可の取消しについては、総合的に判断していく。

現在においても滞納はないため、マニュアルを作成する予定はないが、今後、滞納が発生した場合には、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照し対応する。

令和 3年 7月 1日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正





様式 1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

観光商工 部

指 摘	措 置 内 容
<p>スポーツランド推進課 【社会体育施設等使用料】 (指摘16) (P214)</p> <p>社会体育施設等使用料の場合、口座振替不能の場合に「振替不能の文書」(「納入依頼」)は送付しているものの、督促状は発出していません。</p> <p>納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日をこえてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収すると規定されているのであるから、本債権についても条例に基づき督促状を発送し、督促手数料の請求も併せて行うべきである。</p> <p>(指摘17) (P215)</p> <p>消滅時効を主張された場合、担当課自身が残している記録だけでは債務の承認について立証が困難であり、債権が消滅するリスクが存在するため、少なくとも長期滞納者については、適切な時期に債務承認を兼ねた支払約束に関する書面を徴求するなどして、債務承認については、適切に記録化すべきである。</p> <p>(指摘18) (P215)</p>	<p>令和3年7月に整備した「宮崎市社会体育施設等使用料・宮崎市立小中学校体育施設使用料等債権管理マニュアル【宮崎市公共施設予約案内システム利用者分】」(以下、「債権管理マニュアル」という。)に基づき、令和3年度中に利用者への周知及び関係機関への協議等を行い、督促状の発送と督促手数料の請求を開始する。</p> <p>令和3年7月に整備した「債権管理マニュアル」に基づき、催告を行い、催告を行っても納付されない場合は、「宮崎市私債権等管理マニュアル(納税管理課)」の債務承認様式により記録・管理する。</p>

平成 23 年に時効期間が開始している債権について、その後の時効中断事由がなく、連絡が途絶えている債権について不納欠損処理が行われていない債権があった。

時効が完成している債権については、適切に不納欠損処理を行うべきである。

【宮崎市立小中学校体育施設使用料】

(指摘 19) (P 219)

宮崎市立小中学校体育施設使用料の場合、口座振替不能の場合に「振替不能の文書」(「納入依頼」)は送付しているものの、督促状は発出していない。

納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第 2 条において、納期限後 20 日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して 15 日をこえてはならないことが規定され、同条例第 3 条において、督促状を発したときは、督促手数料として 1 通につき 100 円を徴収すると規定されているのであるから、本債権についても条例に基づき督促状を発送し、督促手数料の請求も併せて行うべきである。

(指摘 20) (P 220)

現状、宮崎市立小中学校体育施設使用料の滞納については、予約システムの利用の停止の措置は採られていない。

宮崎市公共施設予約案内システムの利用者の登録等に関する規則 9 条に基づくシステムの利用停止の措置は、利用停止を義務付けるものではないものの、本債権については、債権額が少額であることから、滞納発生後にその回収に多くのコストをかけることはできず、いかに滞納額を増加させないかが重要となるのであるから、予約システムの利用の停止措置を積極的に活用し、滞納額の増加を防ぐべきである。なお、予約システムの利用停止のタイミングとしては、1 回目の口座振替不能の時点

令和 3 年 7 月に整備した「債権管理マニュアル」に基づき、債権管理台帳により時効が完成している債権を仕分けし、令和 3 年度から不納欠損処理を行う。

令和 3 年 7 月に整備した「債権管理マニュアル」に基づき、令和 3 年度中に利用者への周知及び関係機関への協議等を行い、督促状の発送と督促手数料の請求を開始する。

令和 3 年度中に、社会体育施設にあわせて、2 回目の口座振替不能の時点で予約システムの利用停止措置を行うこととし、利用者への周知等を行う。

予約システムの利用停止措置対象者に対しては、令和 3 年 7 月に整備した「債権管理マニュアル」に基づき、担当課から施設の利用停止を通知し、滞納整理を行い、滞納額が増加しないよう努める。

とすることが望ましい。

予約システムの利用を停止したとしても、同システムを利用せずに体育館を利用できることや、利用の停止は担当課において直に解除できることから、猶予を与えることなく1回目の口座振替不能の時点で同システムの利用の停止の措置をとったとしても利用者にとって酷な結果になるとはいえないことは前述のとおりである。

(指摘21) (P220)

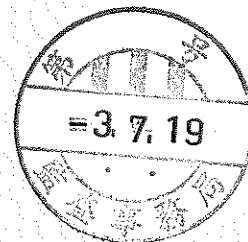
消滅時効を主張された場合、担当課自身が残している記録だけでは債務の承認について立証が困難となり、債権が消滅するリスクが存在するため、少なくとも長期滞納者については、適切な時期に債務承認を兼ねた支払約束に関する書面を徴求するなどして、債務承認については、適切に記録化すべきである。

令和3年7月に整備した「債権管理マニュアル」に基づき、催告を行い、催告を行っても納付されない場合は、「宮崎市私債権等管理マニュアル(納税管理課)」の債務承認様式により記録・管理する。

令和 3年 7月 16日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正





包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

観光商工 部

意 見	意見に対する考え方など
<p>スポーツランド推進課 【社会体育施設等使用料】 (意見36) (P215)</p> <p>社会体育施設等使用料は債権額が少額であって、滞納発生後に回収に多くのコストを掛けることはできないため、いかに滞納額を増加させないかが重要となることから、予約システムの利用停止の措置は、遅くとも初回の督促期限の経過の時点では採ること望ましい。予約システムの利用を停止したとしても、同システムを利用せずに体育施設を利用できることや、利用の停止は担当課において直に解除できることからすれば、猶予を与えることなく1回目の口座振替不能の時点で同システムの利用の停止の措置をとったとしても利用者にとって酷な結果になるとはいえない。</p> <p>(意見37) (P215)</p> <p>施設使用料滞納者リストには、体育施設を使用した月が特定されているのみであり、消滅時効期間の起算日が記載されていないため、適切な時効管理のため、具体的な利用日を記載するか、利用月の初日を起算日として時効管理をする運用を明確にすることが望ましい。</p>	<p>予約システムの利用停止措置については、現行どおりとするが、令和3年7月に整備した「債権管理マニュアル」に基づき、滞納整理を行い、滞納額が増加しないよう努める。</p> <p>令和3年6月現在の滞納者に対し、7月末までに電話や催告書の発送による催告を行い、8月現在の債権管理台帳を作成する。</p> <p>時効管理用の起算日は口座振替不能通知日、改正後は督促状発出日とする。</p> <p>令和3年7月に整備した「債権管理マニュアル」に基づき、債権管理台帳により時効が完成している債権を仕分けし、令和3年度から不納欠損処理を行う。</p>

(意見38) (P216)

督促の流れなど基本的な点は、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照する方法でもよいと思われるが、予約システムと利用の停止という独自の措置が存在しているため、業務の効率化と画一的な処理のため、債権管理の独自のマニュアルを整備することが望ましい。

【宮崎市立小中学校体育施設使用料】

(意見39) (P220)

学校体育施設使用料滞納者リストには、体育館を使用した月が特定されているのみであり、消滅時効期間の起算日が記載されていないため、適切な時効管理のため、具体的な利用日を記載するか、利用月の初日を起算日として時効管理をする運用を明確にすることが望ましい。

(意見40) (P220)

督促の流れなど基本的な点は、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照する方法でもよいと思われるが、予約システムと利用の停止という独自の措置が存在しているため、業務の効率化と画一的な処理のため、債権管理の独自のマニュアルを整備することが望ましい。

令和3年7月に「債権管理マニュアル」を整備した。令和3年度中に関係機関へ情報提供を行う。

令和3年6月現在の滞納者に対し、7月末までに電話や催告書の発送による催告を行い、8月現在の債権管理台帳を作成する。

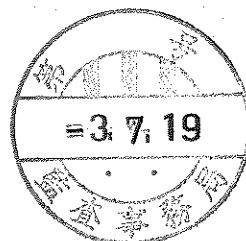
時効管理用の起算日は口座振替不能通知日、改正後は督促状発出日とする。

令和3年7月に整備した「債権管理マニュアル」に基づき、債権管理台帳により時効が完成している債権を仕分けし、令和3年度から不納欠損処理を行う。

令和3年7月に「債権管理マニュアル」を整備した。令和3年度中に関係機関へ情報提供を行う。

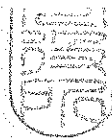
令和 3年 7月 16日

宮崎市監査委員 殿



宮崎市長 戸敷 正





包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

建 設 部

指 摘	措 置 内 容
<p>建築住宅課 【住宅使用料】 (指摘25) (P269頁) 指摘の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に開催された法的措置対象選定会において、平成29年度3月議会への報告案件の提出期限が既に到来していることを理由として、法的措置等の実施を行わないという決定がなされている。 <p>議会への報告案件の提出期限はあらかじめ決まっているはずであり、そもそも、法的措置対象選定会による選定をその提出期限に間に合う時期に行えば、当該決定のような事態は容易に避けられるのであり、そもそも、議会への報告案件の提出期限に間に合うか否かということは選定要件には含まれていないから、決定理由として不適切である。法的措置対象選定会は、議会への報告案件の提出期限を考慮し、その期限に間に合うように計画的に開催されるべきである。</p> <p>【退去修繕費】 (指摘26) (P275頁) 指摘の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 退去修繕費の請求手続きについて定められた規定が存在していない。 <p>入居者が退去した時点から、入居者には敷金返還請求権が発生するのであるから、退去後速やかに修繕を行い、敷金による清算を完了させるべきである。また、速やかに</p>	<p>令和元年度からは、随時に開催していた法的措置対象者選定会の開催を、定例議会への報告案件の提出期限を考慮した上で開催している。</p> <p>現在は、手順書に基づいて運用しているが、規定について令和3年度中に整備を行う予定としている。</p>

修繕及び敷金による清算を行わず、退去から数か月経過しても退去修繕費の請求が行われない場合、退去者としては、もはや退去修繕費の請求はないと期待し、数か月経過してから突然に本債権の請求を行うことはトラブルの原因にもなりかねない。したがって、退去後に修繕に着手する時期、修繕完了から敷金による清算及び本債権の請求を行うまでの期間、本債権の請求書の様式等に関する規定を整備し、速やかに敷金の清算及び本債権の請求がなされるようにすべきである。

(指摘 27) (P 275 頁)

指摘の内容

- ・督促状が請求書記載の納期限後 20 日以内に発送されていない。この取扱いは、事務処理要綱第 3 条に違反している。督促状は、請求書記載の納期限後 20 日以内に発送すべきである。

【住宅新築資金等貸付金】

(指摘 28) (P 280 頁)

指摘の内容

- ・長期間、何もなされることなく事実上放置されている案件が散見される。この状況は、いわば滞納整理を放棄しているに等しいと言わざるを得ず、看過することはできない。

したがって、平成 26 年以降における滞納整理記録がない案件について、事実上放置されるに至っている理由を調査・確認した上で、今後徴収する見込みがある案件については催告の実施を、徴収することが極めて困難であると認められる案件については不納欠損に向けた処理を検討すべきである。

(指摘 29) (P 280 頁)

指摘の内容

- ・消滅時効の援用がなされているにもかかわらず、その後何の処理もなされていない

令和 3 年度以降の請求については、「住宅使用料等滞納整理事務処理要綱」に基づき、納期限後 20 日以内に発送している。

令和元年度から、催告及び不納欠損のための台帳整理や保証人調査を進めている。

消滅時効の援用がなされた債権でも過去に強制執行を行っていれば県の補助

い案件が認められる。

消滅時効の援用により本債権は消滅し（民法第 167 条）、もはや本債権が回収できる見込みはない。したがって、消滅時効の援用がなされた債権については、速やかに不納欠損の処理を行うべきである。

（指摘 30） （P 280 頁）

指摘の内容

- ・債務者が破産による免責決定を得ているにもかかわらず、その後何の処理もなされていない案件が認められる。

破産による免責決定を得た債務者は本債権の支払義務を免れるが、その効果は保証人には及ばないのであるから、債務者が破産による免責決定を得た後において何の処理もなされていない案件であって、保証人に対する請求が可能な案件については、速やかに保証人に対する催告を行うべきである。

（指摘 31） （P 280 頁）

指摘の内容

債務者本人が死亡し、相続人が存在するにもかかわらず、相続人に対して請求を行っていない案件が認められる。

債務者本人が死亡すると相続が開始し

（民法第 882 条）、相続人が、相続開始の時から債務者本人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第 896 条本文）から、相続人に本債権の支払義務が承継される。このように、債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、積極的に相続人に対する請求を行い、債権回収を図るべきである。

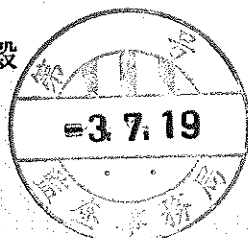
対象となることから、補助金の交付を受けた上で不納欠損を行うべく、県と協議を進めているところである。令和 2 年度は県の予算枠を超過したため不納欠損を見送ったが、令和 3 年度に実施予定である。今後は、時効の援用がなされたものについては、積極的に不納欠損処理を行っていく。

保証人に対する請求が可能な案件の調査を行っており、順次、保証人に対する催告を行っていく。

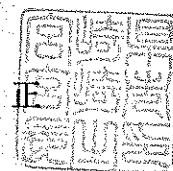
相続人に対する請求が可能な案件の調査を行いながら、令和 2 年度から相続人に対する催告を順次行っている。

令和 3 年 7 月 16 日

宮崎市監査委員 殿



宮崎市長 戸 敷



印



様式 2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

建設部

意 見	意見に対する考え方など
<p>建築住宅課 【住宅使用料】 (意見51) (P270頁) 意見の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務処理要綱では、連帯保証人に対して納付指導要請書を送付することが定められているが、催告書を送付する等、納入の請求をすることは前提とされていない。 <p>連帯保証人は催告の抗弁や検索の抗弁の権利を有していないから(民法第454条)、主債務者である入居者に弁済をする資力があつたとしても、連帯保証人に対して納入を請求することができる。連帯保証人による納入が見込めるのであれば、必ずしも入居者による納入にこだわる必要はなく、連帯保証人に対して催告を行い、入居者に代わって連帯保証人に納入してもらう方が効率的である。また、滞納が長期間に及んで滞納額が多額になってから催告をするよりも、滞納額がそれほど多額でない段階で催告をするほうが、連帯保証人の負担も少ないと考えられる。したがって、滞納整理においては、連帯保証人に対して納付指導要請書を送付するだけに留めるのではなく、催告書を送付する等して、適時に納入の請求を行い、連帯保証人からの債権回収を図ることが望ましい。</p>	<p>国土交通省通知により、平成30年3月30日付で、「公営住宅管理標準条例(案)」が改正され、保証人に関する規定が削除され、令和2年2月20日付で、「公営住宅への入居に係る保証人の取扱いについては、その確保を入居の前提とすることから転換すべき」とされており、全国の中核市の半数近くが連帯保証人を不要としており、連帯保証人を廃止する動きが加速している。</p> <p>本市では、平成30年度から連帯保証人を2人から1人に改め、令和2年度から連帯保証人の債務保証の極度額を55万円に設定している。</p> <p>住宅使用料の債権回収について、連帯保証人に対しては、納付指導要請書内において債務者への催促や請求を行うことにより、現年度分収納率は、令和元年度99.81%、令和2年度99.98%となっており、高い成果を得られていることから、引き続き同様の取組を実施していく。</p>

(意見52) (P270頁)

意見の内容

- ・法的措置対象者の選定要件である「納付義務意識が欠けている者」の判断基準が何も定められておらず、法的措置対象者の選定に際しての裁量の幅が広がっている。

入居者は、法的措置対象者に選定されてしまうと、最終催告書の送付により明渡請求がなされることになり、住居を失ってしまう事態になりかねない。住居を失うか否かは入居者の生活において死活問題であるから、法的措置対象者の選定要件の判断基準を明確にしておくことが望ましい。判断基準を明確にしておくことにより、裁量の幅が狭くなり、公平な事務執行にも資することになる。したがって、「納付義務意識が欠けている者」の該当性をいかなる基準で判断するかについて、その判断結果に不公平さが生じないように、事務処理要綱もしくはその他の内部規範において明示することが望まれる。

「納付義務意識が欠けている者」の判断基準については、多岐にわたることから一律に定めることは難しい。現在、「住宅使用料等滞納整理事務処理要綱」に基づき、長期滞納者(10万円以上又は6ヶ月以上の滞納がある者)で、やむを得ない理由がなく督促、催告及び納付誓約に応じない、納付誓約を履行しない場合に納付義務意識が欠けていると判断している。なお、主たる生計維持者の死亡や失業、疾病による入院等やむを得ない事由については対象者から除外している。

(意見53) (P271頁)

意見の内容

- ・最終催告書によって明渡請求を受けた者の入居継続の条件は、滞納家賃の一括納付のみの運用であり、例外的運用は考えられていない。
しかしながら、事務処理要綱第9条第5項では、滞納家賃の一括納付が「原則」である旨が定められており、例外を認める規定となっているが、具体的にどのような場合が例外的場合に該当するのかについては何ら定めがない。したがって、例外を一切認めない趣旨であれば、事務処理要綱第9条第5項の「原則」という語句の削除を検討すべきであるし、例外を認める趣旨であれば、どのような場合を例外とするのかについて具体的に記載することが望ましい。

【退去修繕費】

(意見54) (P276頁)

意見の内容

- ・本人が死亡した場合、相続人調査を行うことなく、連帯保証人が確認できないことを理由に不納欠損処理が行われている。
債務者本人が死亡すると相続が開始し(民法第882条)、相続人が、相続開始の時から債務者本人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法第896条本文)から、相続人に本債権の支払義務が承継される。このように、債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、未納金額と比較して明らかに相続人の調査に要する費用が多額に及ぶことが認められるような場合でなければ、債務者本人が死亡したときには、速やかに相続人の調査を行い、債権回収を試みることを望ましい。

例外については、内規において「滞納賃料の2/3以上の額について、一括弁済を行う意思があり、かつ、残額についても本市の提案する条件で分割納入を行う意思がある場合」と定めている。

令和3年度以降の不納欠損処理においては、本人が死亡した場合は、相続人調査を行い、弁済できる相続人がいないことを確認の上、実施することとしている。

【住宅新築資金等貸付金】

(意見55) (P281頁)

意見の内容

・本債権の管理台帳は3冊の紙ファイルで管理されており、各冊子の表紙裏には、各案件がどのような現況であるのかを一覧することができる表が貼り付けてあった。しかしながら、その表はかなり古びており、いつ作成されたものであるかは担当者においても不明とのことであった。このことから、本債権が適時・適切に管理されていないこと、各案件への対応の見直しが長期間にわたって行われていないことがうかがえる。そのため、本債権の案件すべてについて、徴収することができる見込みがあるのかにつき再検討を行い、今後採るべき方針や対応についての整理を図ることが望ましい。

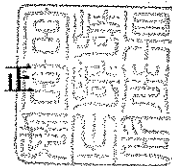
債務者ごとに管理簿を作成し、管理を容易に行えるように改めた。過去の記録を再確認しながら保証人調査や相続人調査を進め、徴収の可能性に応じて、順次、請求及び不納欠損処理を進めていく。

令和3年7月16日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長

戸 敷 正



印



損による処理はこのような効率化に資することから、今後も引き続き、不納欠損処理可能なものは適時適切に処理するよう励行されたい。

ところで、本債権にあっては、分類の変更により私債権として取り扱われることとなったが、公債権と違って時効消滅には債務者による時効の援用が必要となり、期間の経過により当然に消滅するものではなくなった。そうすると、法律上は消滅時効期間を経過しても援用がない限り存続することとなるが、客観的に回収不能又は回収が著しく困難な状態に陥り、しかも消滅時効が完成しているにもかかわらずその管理を継続しなければならないのは不合理であり、業務の効率性の点からも問題がある。

したがって、このような私債権としての性質を踏まえ、本債権をいかなる事由によって不納欠損処理するかについての内部での基準が必要となるのではないかと考えられる。ここで基準を策定するに当たっては、必ずしも法律上の債権の消滅事由に限らず、回収を断念すべき事情を列挙するなどして、管理コストの抑制と適正な回収のバランスを図るよう意識されたい。

教育情報研修センター

【ALT宿舎家賃事業】

(意見70) (P333頁)

現在収入未済の状態にある2件の債権は、金額にして33,200円と僅少であり、しかも、債務者である元ALTは既に帰国して音信不通となっている。外国に居住する者に対し金銭の支払いを請求する法的手続を行うとすれば相当の手間と経費がかかるので、上記金額を回収するために法的手続を実施することは、費用対効果の観点から現実的ではない。また、債務者が我が国に再入国する見込みは、あるかないかを含めて不明である上、再入国した場合でもその所在を推知することは困難である。

このような債権を、ただ請求権として存

含め考えていきたい。

ALT住宅使用料本人負担分の債権については、「早期に不納欠損処理を実施し、管理業務を終了するのが妥当である。」との意見を受け、令和2年3月27日に宮崎市債権管理条例第12条第1項第6号に基づく債権放棄及び宮崎市財務規則第51条に基づく不納欠損処理を実施した。

続することを理由に管理継続することも、やはり費用対効果の観点から疑問である。早期に不納欠損処理を実施し、管理業務を終了するのが妥当である。

企画総務課・保健給食課

【給食費（及び学校納入金一般）事業】

（意見71）（P341頁）

現在、給食費については、未納が発生した場合、法的手続を含め回収のための種々の措置が行われており、この取組自体は評価に値するが、その一方で、法的手続を経てもなお回収に至らない案件も存在する。

一般的には、手を尽くすも回収に至らなかった債権は、回収不能とみなして不納欠損処理が行われるが、回収に至らなかった給食費が最終的にどのように処理されているかは、所管課においても不明である。担当者によれば、最終的には不納欠損又はこれに準ずる処理をするはずであり、それは学校で行われているはずだが、その実態は把握されていないとのことである。学校納入金関係の統一的な取扱マニュアルである「学校納入金等取扱マニュアル」においても、回収に至るまでの諸手続については詳細な記載がなされている一方、回収不能となった債権の処理については言及されていない。学校の私費会計に属する債権の場合、「歳入」ではなく調定も行われないことから、不納欠損処理の対象ではないという考え方も有り得るが、回収不能となった以上何らかの処理が必要となることは言うまでもない。この問題は、給食費のみならず学校納入金全体に共通する。

給食費その他学校の私費会計に属する債権も、児童生徒が業者に直接副教材費を支払う場合のように、学校が管理回収に関わる余地のないものを除き、本市が有する債権であることには変わらないのであるから、回収不能時の処理は統一的なルールに従ってなされるべきであり、個々の学校に委ねるのは相当でない。そして、そのルー

給食費及び学校納入金等については、児童の保護者等が個人負担する私費の会計に区分される。未納対策については、保護者の事情等により回収不能となった背景が異なるが、公費に準ずるものとして適正に管理しなければならないことから、債権の管理状況の把握に努め、それぞれのケースに応じて対応を検討していく。

ルは、給食費や副教材費等の費目の性質を踏まえた上で、本市において定める必要がある。

もっとも、特に給食費については、現在公会計化に向けた調査研究がなされている最中であり、これが実現すれば、債権としての管理方法や不納欠損処理等の手順が一般の歳入債権と同様となる。この調査研究が早期に結実し、適正な債権管理がなされることを期待して、この点を指摘とせず意見にとどめる。

【給食費（及び学校納入金一般）事業】

（意見72）（P342頁）

既に言及したとおり、本市が定める学校給食費未納対策マニュアルは、給食費の滞納への対応方法が仔細に述べられており、マニュアルとしての有用性は高いと言えるが、唯一違和感を覚えた点があり、それは、「誰が」滞納者の対応に当たるのかが明記されていないことである。

勿論、学校によって、あるいは滞納している保護者によって対応方法は異なり、担任の教員が行うべき場面と、事務室が行う場合、学校長が行うべき場面と様々であろうが、想定される場面を設定して場合分けするなどして、滞納給食費について、「誰が対応すべきかわからない」ことにならないようにすべきである。

【給食費（及び学校納入金一般）事業】

（意見73）（P342頁）

個別の学校における給食費の管理回収状況は今回の監査の対象としていないが、給食費の徴収は、口座振替と現金による徴収のいずれかの方法によっており、いずれの方法を採用するかは学校によって異なる。

学校ごとの実情があることから、一律の運用とすることが妥当でない場面もあろうが、一般に、納付書による納付と口座振替とでは、口座振替の方が納付する側の手間が小さいことから、納付忘れ等により滞納

滞納給食費については、各学校の滞納状況を常に把握し、必要に応じて、保護者の対応に立ち会うなど「誰が対応すべきかわからない」という状況にならないよう学校と連携を取り、未納の解消に努めていく。

口座振替については、年々利用する学校が増えており、令和3年4月現在、約8割の学校で採用されている。

口座振替における収納率の低下は見られないことや利便性について、学校への説明を行っていく。

が生ずるリスクも低減する。

そこで、給食費の徴収に当たっても、可能な限り口座振替を利用することを原則とする運用とすべきである（口座振替とした方が集金の手間が省け、地区役員となる保護者の負担軽減に資すること、地区役員や学校事務室が現金を管理することによるリスクを考慮する必要があることも、その理由として挙げられる）。

【給食費（及び学校納入金一般）事業】

（意見74）（P343頁）

学校納入金等取扱マニュアルには、悪質な未納者に対しては法的手続を活用すべき旨が記載されているところ、実際には、この回収のために法的手続が実施された例はないとのことである。

学校納入金は、長期間にわたり給食費を滞納しているような事例と異なり、基本的には少額にとどまることから、相当の費用を要する法的手続を実施するには至らないものと理解されるが、給食費と同様、悪質な滞納事例の予防にも資するので、法的手続の活用を検討されたい。

【給食費（及び学校納入金一般）事業】

（意見75）（P343頁）

給食費については平成24年度、その他の学校納入金については平成27年度途中から、保護者の申し出に基づき、児童手当をもってその支払に充てることができるものとされ、これにより、本市においても学校納入金の滞納が相当程度解消されたとのことである。

しかしながら、このような充当方法は、保護者の申し出によらなければならない、具体的には所定の申出書に保護者が署名押印をして学校に提出しなければならない。このため、現在も問題となっているのが、給食費の納付にも児童手当からの充当にも応じない保護者への対応である。

児童手当法第21条第2項が保護者から

学校納入金の未納対策については、学校納入金等取扱マニュアルの未納対策フローにより、法的手続への活用を検討する流れであるため、今後とも、各学校からの相談に応じて支援強化を図り、連携をしながら解決に努めたい。

児童手当からの充当に応じない保護者への対応については、申し出提出に至った学校の事例を紹介することで、情報共有を図っている。

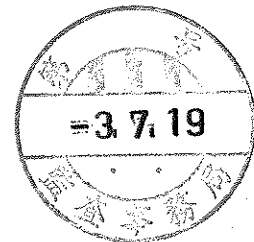
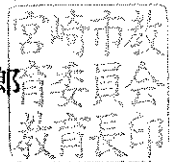
の「申し出」を要件としているのは、児童手当においては現実に現金を給付することが重要視されているためであると理解されるため、この「申し出」を得るに当たっては決して強制にわたることがあってはならないが、他方で児童手当からの充当が滞納対策において極めて重要であることに鑑みれば、いかにして確実に、かつ任意に「申し出」を得るか、そのノウハウの蓄積が重要である。

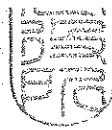
そこで、担当課においては、学校現場で応用できるよう、このようなノウハウの蓄積及び積極的な情報共有を図るべきである。

令和3年7月14日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市教育長 西田 幸一郎





様式 1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

上下水道局

指 摘	措 置 内 容
<p>管理部料金課 【第5章 その他の強制徴収公債権 第4 下水道使用料】 (指摘11) (P155) 督促状に延滞金に関する記載が存在していない。</p> <p>地方自治法第231条の3第2項は、同条第1項の使用料について督促をした場合には、条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができる」と規定し、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第4条第1項において、使用料の納付義務者が納期限後にその納付すべき使用料を納付する場合には、延滞金を「徴収する」と規定している。条例において、延滞金を「徴収することができる」ではなく、「徴収する」と規定している以上、延滞金を徴収することが原則である。</p> <p>担当課によれば、「下水道使用料等に係る延滞金減免取扱要綱」に基づいて延滞金を徴収していないとのことであるが、同要綱はあくまでも延滞金の減免事由を列挙したものにすぎないため、同要綱が定められているからといって、一律に延滞金を徴収しないことの根拠とはなり得ない。また、延滞金を減免するためには、同要綱に定めた減免事由に該当するかを個別に検討することが必要である。</p> <p>したがって、同要綱を定めているとしても、延滞金を徴収することが原則であることに変わりはない以上、督促状に、延滞金が課されること及び延滞金の計算方法を記</p>	<p>令和2年度に、督促状の様式を延滞金に関する教示を記載したものに変更するとともに、延滞金を徴収できるようにシステム改修を行った。</p>

載すべきである。

管理部料金課

【第5章 その他の強制徴収公債権

第5 下水道事業受益者負担金】

(指摘12) (P163)

これまで滞納整理において納付誓約書を取得したことがない。

納付誓約書は、一般的には債務の承認を含むものであって消滅時効中断の効果が生じる(民法第147条3号)上、滞納者に対して納付義務を信賴的に明確に自覚させることによって積極的な履行を促す効果や万一滞納処分等となった場合の納得効果も認められるのであるから、全く納付誓約書を取得しないという取扱いは相当ではなく、適宜、納付誓約書の活用に努めるべきである。

管理部料金課

【第5章 その他の強制徴収公債権

第6 公共下水道事業分担金】

(指摘13) (P168)

これまで滞納整理において納付誓約書を取得したことがない。

納付誓約書は、一般的には債務の承認を含むものであって消滅時効中断の効果が生じる(民法第147条3号)上、滞納者に対して納付義務を信賴的に明確に自覚させることによって積極的な履行を促す効果や万一滞納処分等となった場合の納得効果も認められるのであるから、全く納付誓約書を取得しないという取扱いは相当ではなく、適宜、納付誓約書の活用に努めるべきである。

管理部料金課

【第7章 私債権

第1 水道料金】

納付誓約書の取得実績がないため、納付誓約書の取得・活用について、改めて料金センター委託受託者へ指導を行った。

以前、納付誓約書の取得実績はあるが、納付誓約書の取得・活用について、改めて料金センター委託受託者へ指導を行った。

(指摘24)

(P259)

次回の納入日を確約することなく滞納額の一部を納入した者についても給水停止の解除が行われている例があった。

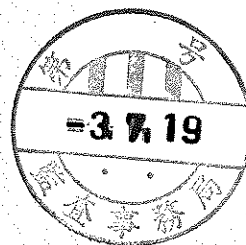
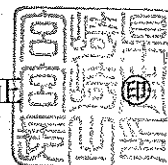
給水停止要綱第6条第2号では、給水停止の解除をするためには、滞納額の一部の納入だけでは足りず、次回の納入日を確約したことまでが必要と規定されているのであるから、同条に従って、滞納額の一部しか納入しない者については、次回の納入日を確約した場合に限り、給水停止を解除すべきである。

滞納額の一部しか納付しない者については、次回の納入日を確約した場合に限り、給水停止を解除すべきである旨、改めて料金センター委託受託者へ指導を行った。

令和3年7月16日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正



1178-



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成30年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

上下水道局

意 見	意見に対する考え方など
<p>管理部料金課 【第5章 その他の強制徴収公債権 第4 下水道使用料】 (意見18) (P157) 督促状に滞納処分の記載がない。 本債権は、地方税の滞納処分の例により債権を回収することができる債権であり、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている(地方税法第331条第1項第1号)。このように、滞納すると強制的に財産を差し押さえられる定めになっていることを示すことは、滞納者に対して納入の動機づけとなり、債権の回収が効率的かつ有効的に行われる効果が期待できる。したがって、水道料金と同一の督促状を使用している現状においても督促状に下水道使用料について滞納処分が行われる可能性があることを記載することが望ましく、水道料金と本債権の督促状を異なる様式にすることも検討すべきである。</p>	<p>令和2年度のシステム改修に伴う様式の変更時期に合わせて、納付書及び督促状へ滞納処分についての記載を行った。</p>
<p>管理部料金課 【第5章 その他の強制徴収公債権 第3 農業廃水処理施設使用料】 (意見32) (P199) 本債権の督促状は、下水道使用料と同じ書式を用いており、「下水」という費目により督促が行われている。 しかしながら、本債権は、強制徴収公債</p>	<p>令和2年度にシステム改修を行い、納付書及び督促状に下水道使用料と農業集落排水処理施設使用料を区別するための区分を設けた。</p>

権である下水道使用料とは異なり、非強制徴収公債権（民事徴収公債権）であって、滞納処分の例による徴収は行われたい。下水道使用料の項目において意見を述べているとおり、下水道使用料の督促状に滞納処分に関する記載をすることが望ましいことからすれば、本債権の督促は下水道使用料と区別して行うべきであり、現在の督促状に本債権と下水道使用料を区別した記載をするか、下水道使用料と異なる書式の督促状を用いることが望ましい。

管理部料金課

【第7章 私債権

第3 水道料金】

(意見50)

(P260)

1期以上滞納がある者全員に対して「未納通知・給水停止予告通知書」を送付している。

しかし、給水停止要綱第3条第1項及び第2項は、「未納通知・給水停止予告通知書」について、督促状で定めた納入期限までに納入しない者に対し、複数回の訪問あるいは電話による催告を行い、それら催告に対しても納入がない場合に手渡すものと規定している。また、上下水道料金滞納整理業務マニュアルでは、「未納通知・給水停止予告通知書」を作成する場合は、長期及び高額滞納者を優先して作成することが定められており、給水停止要綱やマニュアルの規定内容と実際の運用に齟齬が生じている。

担当課によれば、長期滞納を生み出さないために現在の運用を行っているとのことであり、その理由については十分に理解できるところであるが、給水停止要綱及びマニュアルの規定内容と実際の運用との間に齟齬が生じていることは適切ではない。

したがって、1期以上滞納がある者全員に対して何らかの通知書を送付するにしても、「未納通知・給水停止予告通知書」と様式を異にする通知書を送付することが望ま

令和2年度のシステム改修において、「未納通知・給水停止予告通知書」の様式を「未納通知書」と「給水停止予告通知書」の2種類に分けて通知書を送付することとした。

しい。	
-----	--

令和3年7月16日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正

